# 電 気 需 給 契 約 書（案）

兵庫県（以下「発注者」という。）と＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「受注者」という。）は、兵庫県立神戸高等学校ほか３７施設で使用する電気の供給に関し、次の条項に従うほか、関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、これを履行するものとする。

（契約の目的）

第１条　受注者は、この契約の条項に従って、発注者に対し、発注者が使用する電気を継続して安定供給するものとし、発注者は、この契約の条項に従って当該電気の供給を受け、自己の必要に応じて使用しその対価を受注者に払うものとする。

（供給内容）

第２条　供給内容は、次のとおりとする。

高　圧

(1) 契約電力
（施設ごとに、その１月の最大需要電力と前１１月の最大需要電力の内、いずれか大きい値とする。）
(2) 供給仕様等
(3) 供給場所

} 別紙仕様書及び「対象施設一覧」のとおり

（契約金額）

第３条　契約金額は次のとおりとする（消費税及び地方消費税を含む。）。

高　圧

(1) 基本料金単価　　金　　円（１キロワット、１月当たり）
(2) 電力量料金単価（夏季：７～９月）　金　　円（１キロワット時当たり）
（その他季）　金　　円（１キロワット時当たり）

（契約期間）

第４条　契約期間は次のとおりとする。

平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日までの１年間とする。

（契約保証金）

第５条　発注者は財務規則（昭和３９年兵庫県規則第３１号）第１００条第１項第３号の規定により、受注者が納付すべき契約保証金を免除する。

（権利義務譲渡の禁止）

第６条　受注者は、本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の承諾を受けた場合、若しくは、信用保証協会及び中小企業用保険法施行令（昭和２５年政令第３５０号）第１条の３に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合は、この限りではない。

（供給の保証）

第７条　受注者が一般電気事業者との接続供給契約により電気の供給を行う場合は、託送供給約款等で定める料金は受注者が負担するものとする。

（使用電力量の増減）

第８条　使用電力量は、予定使用電力量を上回り、又は下回ることができるものとする。

（単位及び端数処理）

第９条　本契約において料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

(1) 契約電力及び最大需要電力の単位は、１キロワットとし、その端数は小数点以下第１位を四捨五入する。
(2) 使用電力量の単位は、１キロワット時とし、その端数は小数点以下第１位を四捨五入する。
(3) 力率の単位は、１パーセントとし、その端数は小数点以下第１位を四捨五入する。
(4) 料金その他の計算における合計金額の単位は、１円とし、その端数は切り捨てる。

（計量及び検査）

第 10 条　計量日は原則として毎月１日（「計量日」という。）に行うこととし、使用電力量等を計量し、発注者の指定する職員の検査を受けなければならない。

（料金の算定）

第 11 条　料金の算定期間は毎月１日０時から当該月末日２４時とし、計量器に記録される発注者が使用した電力量及び最大需要電力等の数値により、使用電力量等による算定を行う。

（代金の支払い等）
第 12 条　受注者は、第 10 条に定めた検査終了後、第２条(1)に定める契約電力に第３条(1)に定める契約金額（基本料金単価）を乗じて得た金額（以下「基本料金」という。）に力率割引または割増しするものとし、当該月における使用電力量に第３条(2)に定める契約金額（電力量料金単価）を乗じて得た金額を合計した金額（当該金額に１円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額とする。）に燃料費調整額を差し引きまたは加えるものとし、再生可能エネルギー発電促進賦課金については加えるものとし、算定した料金を１月毎に発注者に速やかに請求するものとする。但し、第 11 条に定める算定期間における１月の電力使用量が０キロワット時の施設については、第 10 条に定めた検査終了後、第２条(1)に定める契約電力に第３条(1)に定める契約金額（基本料金単価）を乗じて得た金額を２で除した金額（当該金額に１円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額とする。）を請求するものとする。
２　発注者は、前項に基づく適正な支払請求書を受理した日から３０日以内に契約金額を支払うものとする。
３　請求は対象施設一括ではなく、施設ごとに受注者が請求書を作成し、発注者が別途指定する送付先に送付するものとする。

（再生可能エネルギー発電促進賦課金）
第 13 条　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める特定規模需要の標準（託送）供給条件による。

（機密の保持）
第 14 条　受注者は、業務上知り得た発注者の秘密を他に漏らしてはならない。なお、受注者は、本契約終了後においてもこの責任を負うものとする。

（契約の解除）
第 15 条　発注者は受注者が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
(1) 受注者が天災その他不可抗力の原因によらないで電気の供給をする見込みがないと発注者が認めたとき。
(2) 受注者が正当な事由により解約を申し出たとき。
(3) 本契約の履行に関し、受注者又はその使用人等に不正の行為があったとき。
(4) 前各号に定めるもののほか、受注者が本契約条項に違反したとき。
(5) 受注者及び受注者が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この入札に関して地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第２項第２号に該当すると認めたとき。
２　発注者は、前項に規定する場合のほか、特に必要があるときは、この契約を解除することができる。
３　第１項の規定による解除に伴い、受注者に損害が生じたとしても、受注者は発注者に対してその損害の賠償を請求することはできない。
４　第２項の規定による解除に伴い、受注者に損害が生じたときは、受注者は発注者に対してその損害の賠償を請求することができる。

（暴力団等の排除）
第 16 条　発注者は、第 18 条第１号の意見を聴いた結果、受注者が次の各号のいずれかに該当する者（以下「暴力団等」という）であると判明したとき、又は次条に規定する第三者が暴力団等であることを知りながら業務の処理をその第三者に再委託したときは、特別の事情がある場合を除き、契約を解除するものとする。
(1) 暴力団排除条例（平成 22 年兵庫県条例第 35 号）第２条第１号に規定する暴力団及び第３号に規定する暴力団員
(2) 暴力団排除条例施行規則（平成 23 年兵庫県公安委員会規則第２号）第２条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
２　前条第３項の規定は、前項の規定による契約の解除に準用する。

第 17 条　受注者は、この契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせようとする場合は、暴力団等を受注者としてはならない。
２　受注者は、この契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせた場合において、その第三者が暴力団等であると判明したときは、当該受注者との契約を解除しなければならない。

第 18 条　発注者は、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講ずることができる。
(1) 受注者が暴力団であるか否かについて、兵庫県警察本部長に意見を聴くこと。
(2) 前号の意見の聴取により得た情報を、他の契約において暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、又は兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供すること。

第 19 条　受注者は、この契約の履行に当たり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求（以下「不当介入」という。）を受けたときは、発注者にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その捜査等に協力しなければならない。また、この契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせた場合において、その第三者が不当介入を受けた場合も同様とする。

（賠償の予約）

第 20 条　受注者は、受注者又は受注者が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して次の各号の一に該当したときは、第４条に定める期間の予定使用電力量に第３条に定める契約単価(電力量料金単価)を乗じて得た額に第２条に定める契約電力に第３条に定める契約単価(基本料金単価)を乗じて得た額を加算した額の 10 分の２に相当する額を賠償金として発注者の指定する期限までに発注者に支払わなければならない。委託業務が完了した後も同様とする。

(1) 刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の６による刑が確定したとき。
(2) 刑法第 198 条による刑が確定したとき。
(3) 公正取引委員会が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条第１項の規定による排除措置命令を行い、同条第７項の規定により当該命令が確定したとき。
(4) 公正取引委員会が、独占禁止法第 50 条第１項の規定による課徴金納付命令を行い、同条第５項の規定により当該命令が確定したとき。
(5) 排除措置命令又は課徴金納付命令を不服として、独占禁止法第 52 条第１項の規定による審判の請求を行った後、これを取り下げたため、同条第５項の規定により当該命令が確定したとき。
(6) 公正取引委員会が、独占禁止法第 65 条、第 66 条第１項、同条第２項、同条第３項又は第 67 条第１項の規定による審決（第 66 条第３項の規定中、原処分の全部を取り消す旨の審決を除く。）を行い、当該審決が確定したとき。
(7) 公正取引委員会が行った審決に対し、独占禁止法第 77 条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

２　前項の規定は、発注者に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（違約金）

第 21 条　天災その他不可抗力の原因又は第 15 条第１項第２号の規定によらないで本契約が解除された場合は、受注者は、当該日から契約期間満了の日までに係る予定使用電力量に第３条に定める契約単価(電力量料金単価)を乗じて得た額に第２条に定める契約電力に第３条に定める契約単価(基本料金単価)を乗じて得た額を加算した額の 10 分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に発注者に支払わねばならない。

（履行遅滞の場合の違約金）

第 22 条　受注者は、その責めに帰すべき理由により、契約の履行期限内に電気の供給をしないときは、契約の履行期限の翌日から履行の日までの日数に応じ、契約金額につき年１０．７５パーセントの割合で計算した額を違約金として発注者の指定する期間内に発注者に支払わねばならない。

（損害賠償）

第 23 条　発注者は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害が生じたときは、受注者に対して、その損害の賠償を求めることができる。

（環境配慮義務）

第 24 条　受注者は、契約期間中の電力を供給するにあたり「兵庫県電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき、既定された「兵庫県環境に配慮した電力調達契約評価基準」（別表１）「以下、「基準」という。」の各項目の合計が 70 点以上であり、かつ「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」第８条第１項（以下、「特別措置法」という。）の勧告を受けないよう努めること。

２　契約期間中の各年度終了後、当該期間に係る基準値について報告しなければならない。

３　報告後、受注者の基準における各項目の合計値が 70 点未満となるか、特別措置法による勧告を受けた場合、発注者および受注者は環境配慮方針について協議する。

（事情の変更）

第 25 条　契約の締結後、予期することのできない経済情勢の変動等により契約金額が著しく不当と認められる事情が生じたときは、発注者、受注者協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができるものとする。

（協議）

第 26 条　本契約条項について疑義があるとき又は本契約条項に定めのない事項については、発注者が定める供給条件及び料金表等に基づき、発注者、受注者協議の上解決するものとする。

この契約締結の証として本書２通を作成し、発注者受注者おのおのその１通を保有する。

平成　　年　　月　　日

発注者　　兵庫県神戸市中央区下山手通５丁目１０番１号

兵庫県教育委員会　　教育長　　高井　芳朗

受注者

「個人情報取扱特記事項」

（基本的事項）

第１　受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

（収集の制限）

第２　受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（目的外利用・提供の制限）

第３　受注者は、発注者の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（漏えい、滅失及びき損の防止）

第４　受注者は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（廃棄）

第５　受注者は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

（秘密の保持）

第６　受注者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（複写又は複製の禁止）

第７　受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者の承諾なしに複写又は複製してはならない。

（特定の場所以外での取扱いの禁止）

第８　受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取り扱うときは、受注者の事務室内において行うものとし、発注者が承諾した場合を除き、当該場所以外の場所で個人情報を取り扱ってはならない。

（事務従事者への周知）

第９　受注者は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

（再委託の禁止）

第10　受注者は、発注者が承諾した場合を除き、この契約による事務については、自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

（資料等の返還等）

第11　受注者は、この契約による事務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

（立入調査）

第12　発注者は、受注者が契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

（事故発生時における報告）

第13　受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

# 誓　約　書

暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約する。

記

１　条例第２条第１号に規定する暴力団、又は第３号に規定する暴力団員に該当しないこと。

２　暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第２号。）第２条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。

３　契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせようをする場合にあっては、上記１又は２に該当する者をその受託者としないこと。

４　上記１及び２に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を唱えないこと。

平成　　年　　月　　日

兵庫県教育委員会　様

住　　所
社　　名
代表者名　　印